

北本市立学校適正規模等研究会議(第2回)意見及びその措置

資料16

※「番号」の末尾の管理記号の凡例…基:基本方針の意見、ア:アンケート調査の意見、手:策定手続等の関連意見

番号	意見日	区分	意見・発言者	該当箇所	ページ	行	意見(→対応)	修正前	修正後	回答	再修正案 ページ	担当課
C 14 ア	H30.9.28	第2回 研究会議	金子委員	資料11 「学校規模 等に関する 意識調査」 実施報告書	-	-	【意見】 資料11の中の所々にある「配布」の用語について、「配布」と「配付」の使い分けを整理の上、統一化を図るとよい。 【対応】 →当該用語の使い分けを整理し、次回会議等でお示します。	【修正前】 ※相当量のため省略	【修正後】 ※相当量のため省略 ※「配布」で統一となります。	H30.10.30回答 「配布」と「配付」の意味・使い分けは、ご意見のとおりとなりますが、公文書では、「交付税」や「配付金」といった特別なものを除き、すべて「配布」で統一することになるため、資料11も「配布」で統一する対応とします。なお、資料11の中で「配付」は用いてなかったことから、修正対応が不要であることを報告いたします。 【参考】本市では用語の使い分けに際し、内閣府告示に基づき編集する「用字用語の新表記辞典」を参考としています。	-	教育総務課 学校教育課
C 15 ア	H30.9.28	第2回 研究会議	金子委員	資料11 「学校規模 等に関する 意識調査」 実施報告書	3	-	【意見】 資料11のP3の「(2)教員用アンケート」の表中、「主幹教諭・教務主任」の用語が専門用語とも感じるため、「教諭」の区分に括ることもよいと思われる。 【対応】 →表の上の「設定条件」の欄の中で、教員免許を有する者を対象とした旨、補足説明していることから、この内容でも特に問題ないものと考えています。			H30.10.30再回答 第2回研究会議時の質疑・回答のとおり、このまま、設定条件の補足説明による対応とします。	-	教育総務課 学校教育課
C 16 基	H30.9.28	第2回 研究会議	金子委員	資料15 素案修正案	全般	-	【意見】 全体的な文章のレイアウト等に関し、次の2点について見直す必要がある。 (1)数値等を表す際の小数点は、半角を使うのが一般的と考えられる。 (2)数値が2行にまたがる箇所は、読みやすさを重視し、調整を図るとよい。 【対応】 →ご意見の部分を確認の上、全体的なレイアウトを調整します。	【修正前】 ※相当量のため省略	【修正後】 ※相当量のため省略	H30.10.30回答 (1)の回答 市の公文書取扱の例では、全て「全角」を用いることとし、小数点も「全角」を基本とします。市の例に倣い、このまま「全角」の表記とします。 (2)の回答 数値が2行にまたがる箇所について、改行又は前後の記述の調整により、修正を行いました。なお、軽度な内容となることから、修正結果は基本方針の「案」を通じてお示しします。	P1、 P2、 P3、 P5	教育総務課 学校教育課

C	17	基	H30.9.28	第2回 研究会議	浅野副会長	資料15 素案修正案	1	-	【意見】 I「はじめに」の中で、「北本市 教育振興計画」そのものに関する 記述等を追記すると解りやす くてよい。 【対応】 →P11で、当該計画を紹介する 箇所がありますが、P1の余白 部分を活用し、計画に関する注 釈等を記載します。	【修正後】 ※P1の中に、次の注釈を追加 しました。 *3「北本市教育振興基本計 画」は、北本市の教育の振興の ための施策に関する基本的な 計画となります。(P11に計画 書冊子の市HP掲載URLを紹 介しています。)	H30.10.30回答 計画書のHP掲載URLを記載 するP11へ繋げる注釈を追加 し、その修正結果を「再修正案」 でお示しします。 なお、計画の「概要版」を巻末に 加えることも検討しましたが、 ページ数等の関係から省略対 応とさせていただきます。	P1	教育総務 課 学校教育 課
C	18	基	H30.9.28	第2回 研究会議	加藤(潤)委 員	資料15 素案修正案	7	Ⅲ (3) タイ トル	【意見】 Ⅲの(3)「小・中学校の設置状 況及び課題」のタイトルについ て、他のタイトルとのバランス及 び「学校一覧」の掲載内容を踏 まえ、当該タイトルに掲げる「課 題」の用語は削除する方がよ い。 【対応】 →ご意見のとおり、他のタイ トルとのバランスも踏まえ、表現 の簡素化を図ります。	【修正前】 (3)小・中学校の設置状況及び 課題 【修正後】 (3)小・中学校の設置状況	H30.10.30回答 ご意見のとおり、Ⅲ(3)タイ トル内の「及び課題」を削除しま した。 C19意見の修正と合わせて、修 正結果を「再修正案」でお示し します。	P7	教育総務 課
C	19	基	H30.9.28	第2回 研究会議	金子委員	資料15 素案修正案	7 ～ 8	一 覧	【意見】 P7～P8の「学校一覧」につい て、プール附属室等の未耐震 箇所に関し、耐震改修が義務と ならないものは、掲載を省略し ても差し支えないと思われる。 【対応】 →耐震化の義務・努力義務に ついて確認・整理の上、整理結 果に応じた修正対応を行います。	【修正前】 ※相当量のため省略 【修正後】 ※相当量のため省略 ※小・中の一覧に次の注釈を加 えました。 「※耐震化については、階数2 以上かつ3,000㎡以上の学校施 設を対象に明記するものとな ります。」 ※上記注釈の追加に伴い、明 記の対象とならない施設の「耐 震化」の欄を斜線表記としま した。	H30.10.30回答 平成25年度改正の「建築物の 耐震改修の促進に関する法律」 において、階数2以上かつ3,000 ㎡以上の学校施設の耐震診断 と結果報告が義務付けられ、そ れ以下のものは努力義務とな ります。 このため、義務とならない施設 の部分は、斜線表記にあらため ました。 C18意見の修正と合わせて、修 正結果を「再修正案」でお示し します。	P7、 P8	教育総務 課
C	20	基	H30.9.28	第2回 研究会議	浅野副会長	資料15 素案修正案	18	-	【意見】 P18のⅦ「北本市が目指す学級 編成」の注意書きについて、P 22に参考掲載する国・県の基 準との比較へ促し易いよう、表 現をあらためるとよい。 【対応】 →ご意見のとおり、注意書きの 表現の見直しを図ります。	【修正前】 ※本市では、1学級あたりの人 数を重視し、標準学級の人数に 下限を設定するものです。 【修正前】 ※本市では、1学級あたりの人 数を重視し、国・県が定める標 準学級の人数を基本としつつ も、人数の下限を設定すること で、望ましいと考える集団規模 の目安を表わすものです。*5 (※次の注釈を追加) *5 国及び埼玉県の学級編 成の基準については、P22に 参考掲載しています。	H30.10.30回答 ご意見のとおり、「国・県の基準 をベースにしつつも、本市が考 える集団規模の「目安」として、 人数の下限を設けるもの」と いった旨の記述にあらためまし た。 また、P22に掲載する国・県の 基準に繋げる注釈を追加しまし た。 これらの修正結果を「再修正 案」でお示しします。 ※国・県基準を先に掲載するレ イアウトも検討しましたが、P18 はシンプルに示す方が解りやす いとも考え、そのままのレイア ウトとしました。	P18	教育総務 課 学校教育 課

C	21	基	H30.9.28	第2回 研究会議	加藤(潤)委 員	資料15 素案修正案	18	全般	<p>【意見】 適正規模の設定に関し、その考 えが「学校の活性化」と「学校の 統廃合」のどちらになるかで、 設定の考え方や表現が大きく 変わる。事務局案としては、ど ちらの考えで設定するものか。</p> <p>【回答】 →この基準は、統廃合を目標に 設定するものと異なり、一定規 模の集団人数を維持するため の観点から設定するものとな ります。</p>			<p>H30.10.30再回答 今回の事務局案としては、第2 期教育振興基本計画の目標達 成や主体的・対話的で深い学 びを実施していくに際し、一定 の集団人数を必要と考え、その ための目安となる集団規模の 範囲を示すものとなります。 なお、仮に適正化の検討を行う こととなった際は、対象校の地 域を主体に、その課題解決を第 一義的とした検討を行うことで 考えています。</p>	—	教育総務 課 学校教育 課
C	22	基	H30.9.28	第2回 研究会議	加藤(潤)委 員	資料15 素案修正案	18	全般	<p>【意見】 小1～2年生の学級編制で「18 ～30人程度」とする場合、上・下 限の差が12人となり幅が広く感 じる。また、1校あたりの学級数 の「9～18学級」も、同様に幅が 広く感じられ、「1学級の人数重 視」の考え方に対し、ベストと考 える値が見えにくく感じられる。</p> <p>【回答】 →学級編制はアンケート結果 から、おおむね20人以上の構 成を望む傾向にあることが窺 え、今回の値を設定するもの となります。 また、小学校の学級数は、おお むね半分の学年でクラス替えが 行える規模を適正と考え、設定 したものとします。</p>			<p>H30.10.30再回答 今回の事務局案としては、C21 の再回答にも掲げるとおり、必 要と考える集団規模の目安とす る「学級の人数」及び「学級数」 を示すものとなります。 特に学級編制について、国・県 の基準は下限の定めがなく、言 い換えれば上・下限の差が35 ～40人となることから、北本市 では、これをわかり易くするた め、あえて下限を設定すること で、適正な人数の範囲の「目 安」とする考えとなります。</p>	—	教育総務 課 学校教育 課
C	23	基	H30.9.28	第2回 研究会議	萩原委員	資料15 素案修正案	18	全般	<p>【意見】 適正規模とする学級数「9学級 以上18学級未満」に関しては、 同じP18の「北本市が目指す 学級編制」の内容に基づき編制 する学級の集合として考えるも のか確認する。</p> <p>【対応】 →お見込みのとおりとなりま す。</p>			<p>H30.10.30再回答 お見込みのとおり、P18の「北本 市における適正な学校規模」 は、同じP18「北本市が目指す 学級編制」に基づき構成される ものとなります。 但し、学級編制は教員配置・予 算等の関係もあり、市単独では 簡単に実施できない部分もある ため、その中で、妥当と考える 学級編制・学級数を示し、目指 すことについて、ご理解願いま す。</p>	—	教育総務 課 学校教育 課

C	24	基	H30.9.28	第2回 研究会議	金子委員 奥山委員	資料15 素案修正案	24	(4) の 文中	【意見】※奥山委員 今回の基準を示すことに不安を感じる。(統廃合等の対象となるか否かについて、各保護者が不安を覚える) 【提案】※金子委員 (4)「小規模校への対応について」の中に掲げる適正化の対応例について、まずは「学区の再編」と読み取れる記述にすることで、読む方の不安や誤解が生じなくなると思われる。(奥山委員意見を受けての提案) 【対応】 →ご意見・ご提案のとおり当該記述を見直し、修正対応を行います。	【修正前】 (4)小規模校への対応について(適正化) (略)～教育条件の改善の観点を中心に据え、通学区域の弾力化を図りながら、 <u>学校統合や通学区域の再編といった適正化の検討を行います。</u> なお、 <u>学校統合や通学区域の再編の検討に際しては、～(略)</u>	【修正後】 (4)小規模校への対応について(適正化) (略)～教育条件の改善の観点を中心に据えながら、 <u>通学区域の見直しをはじめ、義務教育9年間を見通した学校規模等の適正化の検討を行います。</u> なお、 <u>こうした適正化の検討に際しては、～(略)</u>	H30.10.30回答 ご意見・ご提案のとおり、「学区の再編」を主体に進めていく旨の記述にあらため、検討結果の一つともなる「学校統廃合」の文言については、ここでは表現を省略することで、マイナスイメージにならないよう留意しました。また、適正化に際しては、将来的な中学校への進学も含め、義務教育9年間を見通した検討を行うよう、教育委員よりご意見ありましたので、その旨の記述を追記しました。 これらの修正結果を「再修正案」でお示しします。	P24	教育総務課 学校教育課
C	25	基	H30.9.28	第2回 研究会議	峯尾委員	資料15 素案修正案	24	(4) の 文中	【意見】 (4)文中の中学校の通学距離について、市の地理条件から上限を4kmと限定することは、少し厳しい部分もあると思われるため、表現方法を含めた見直しが必要とも考えられる。 【対応】 →再度内容を確認の上、対応等について検討します。			H30.10.30回答 【C25,26,27,28意見の共通回答】 Ⅷ(4)の中に記す通学距離のパートについては、通学距離の条件等を課するものでなく、言葉で例えると「 <u>〇〇kmの範囲内に学校が在ることが望ましいです</u> ね」という意味を表わすためのパートとなります。このため、「〇～〇km以内」といった表現や「許容範囲」といった表現が紛らわしいものとなるため、「通学距離が〇km以内になるよう配慮していく」というような表現にあらためました。 なお、アンケート結果では、小学校は法令より短い3km以内とする回答が約80%、中学校は法令と同様の6km以内とする回答が約80%となることから、最終的にはこの値を用いることとしました。 これらの修正結果を「再修正案」でお示しします。	P24	教育総務課 学校教育課
C	26	基	H30.9.28	第2回 研究会議	金子委員	資料15 素案修正案	24	(4) の 文中	【意見】 徒歩と自転車では距離条件が異なるため、通学手段を分けての表現にすることも考えられる。 【対応】 →再度内容を確認の上、対応等について検討します。	【修正前】 (4)小規模校への対応について(適正化) (略)～その通学距離は実距離として、小学校においては2～3km以内、中学校においては自転車通学も加味した2～4km以内を許容範囲とし、 <u>検討に当たることが望ましいと考えられます。</u> ～(略)	【修正後】 (4)小規模校への対応について(適正化) (略)～その通学距離は実距離として、小学校においては <u>おおむね3km以内</u> 、中学校においては自転車通学も加味して、 <u>おおむね6km以内</u> となるよう配慮しながら、 <u>検討に当たることが望ましいと考えられます。</u> ～(略)		P24	教育総務課 学校教育課
C	27	基	H30.9.28	第2回 研究会議	萩原委員	資料15 素案修正案	24	(4) の 文中	【意見】 現在の荷物の多さや重さを考えた場合、自転車通学の距離の目安についても、下限の部分を見直すことが考えられる。 【対応】 →再度内容を確認の上、対応等について検討します。				P24	教育総務課 学校教育課
C	28	基	H30.9.28	第2回 研究会議	浅野副会長	資料15 素案修正案	24	(4) の 文中	【意見】 中学校の自転車通学の距離に関するアンケート結果では、6km以内を許容範囲とする回答者数が多いことから、距離の目安も6km以内として差し支えないものと考えられる。 【対応】 →再度内容を確認の上、対応等について検討します。				P24	教育総務課 学校教育課

C	29	基	H30.9.28	第2回 研究会議	金子委員	資料15 素案修正案	24	下か ら2行	【意見】 区「基本方針の見直し等につ いて」に係る記述を、もう少し強調 した書き方にしてもよいと思わ れる。 【対応】 →ご意見を踏まえ、対応等につ いて検討します。	【修正前】 区 基本方針の見直し等につ いて 本基本方針については、今後 の教育制度の改正や社会情勢 の変化などが生じた場合、必要 に応じて内容の見直しを行うよ う、柔軟性を持たせるものとしま す。	【修正後】 区 基本方針の見直し等につ いて 本基本方針については、今後 の教育制度の改正や社会情勢 の変化などが生じた場合、必要 に応じて内容の見直しを行うよ う、柔軟性を持たせるものと します。 ※太字により強調する記述とし ました。 ※加えて、実際の再修正案の 中では、当該記述を点線枠で 囲み、さらに強調するものとしま した。	H30.10.30回答 ご意見のとおり、当該記述を強 調するものとして、太字による 字体の変更と記述の点線枠囲 みを行いました。 これらの修正結果を「再修正 案」でお示しします。	P24	教育総務 課 学校教育 課
C	30	手	H30.9.28	第2回 研究会議	金子委員	-	-	-	【意見】 今後の各種手続を想定し、事務 局においては、各学区の通学 距離の捕捉と研究を進めていく ことについて助言する。 【対応】 →ご助言のとおり、今後整理し ていきます。			H30.10.30再回答 各学区の通学距離の最大値や 範囲を捕捉することは重要であ るため、今後の関係手続に向 けて、順次、情報・資料等を整 備していきます。	-	学校教育 課
C	31	手	H30.9.28	第2回 研究会議	萩原委員	-	-	-	【意見】 「学校規模等に関する意識調 査」の通学距離に対する回答の 中には、学校統廃合等を想定し て回答された方もいることが考 えられるため、今回の調査結果 の取り扱いについて確認する。 【対応】 →当該質疑に掲げる例も含め、 今回の回答結果を貴重な情報 の一つとして捉え、今後の研究 に活用していきます。			H30.10.30再回答 仮に、学区の再編や学校の廃 合等が行われる際において、通 学距離は重要な部分であること から、今回の回答結果を貴重な 情報の一つとして捉え、今後の 研究に活用していきます。	-	学校教育 課
C	32	手	H30.9.28	第2回 研究会議	萩原委員	-	-	-	【意見】 仮に、学区再編や学校統合に 際し、P24(4)の通学距離の目 安を超えるケースが発生したと きの対策等について伺う。 【回答】 →実際の適正化の手続の方向 性に応じて、対応策も検討する ことから、現時点で具体策等は 特に定まっていません。			H30.10.30再回答 当該基本方針は、学校の適正 規模の基準を定めるものとな り、学区再編や学校統合を計画 するものではないことから、現 時点で具体策等は特に定まっ ていません。 他自治体等の例ではスクール バス等の導入もありますが、適 正化の検討の方向性や予算等 に応じて対応が異なるため、最 良となる対応策を講じていき たいと考えています。	-	教育総務 課 学校教育 課

C	33	手	H30.9.28	第2回 研究会議	醍醐委員	-	-	-	<p>【意見】 基本方針の適正規模の基準及び設定理由は明らかにすべきものとする。(事実を知り、それに対して考えていくことが重要) また、学校規模の適正化を考える際には、ソフト面の充実も含めた検討が必要と考える。</p> <p>【対応】 →北本市が目指す教育を明確にし、そのために適した学校規模を定め、教育環境及び学校教育の充実に努めていきます。</p>			<p>H30.10.30再回答 北本市教育振興基本計画に定める基本理念や基本目標を実現していくに適した学校規模を定めます。 また、適正化の検討を行う際には、様々な教育の手法等を参考にしながら、学校教育を一層充実させるための対応策を講じていきます。</p>	-	<p>教育総務課 学校教育課</p>
---	----	---	----------	-------------	------	---	---	---	--	--	--	---	---	------------------------